

精神障害者早期退院支援事業について

【目的】

医療保護入院者の地域生活への移行の促進をめざし、医療と福祉の関係者が連携し、早期退院に必要な体制の充実を図るなど、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行できるよう支援する。

【対象】

都内に所在する精神科病院の開設者

【実施内容】

○地域援助事業者等（注１）が医療保護入院者退院支援委員会等（注２）へ出席した際に、精神科病院が地域援助事業者等に支払った費用の助成

※注１ 地域援助事業者及びその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者をいう。

※注２ 医療保護入院者退院支援委員会及びその他の医療保護入院者の医療保護入院期間中に地域生活に移行するために補助対象者が開催する会議をいう。

＜補助基準額＞ １事業者あたり 8,000円／１回

○医療保護入院者退院支援委員会等に地域援助事業者等が参加した際の事務手数料の補助

＜補助基準額＞ １病院あたり 8,760円／１日（令和6年4月から）

